

# 登記原因証明情報

## 1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者(甲) 埼玉県新座市  
義務者(乙)

## (2) 不動産の表示

埼玉県新座市				
所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	

## 2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙は、甲に対し本件不動産を令和 年 月 日都市計画法第40条第2項の規定により帰属した。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

令和 年 月 日 さいたま地方法務局志木出張所 様

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(義務者) 住所

氏名

印



# 確 約 書

令和 年 月 日

新座市長 並木 傑

事業者  
住所  
氏名

実印

設計者  
住所  
氏名

実印

開発許可番号令和 年 月 日 第 号の開発行為に伴う都市計画法第40条第2項の規定による帰属（所有権移転登記）につきましては、令和 年 月 日までに必要な書類をそろえて、新座市へ提出することを確約いたします。